

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年4月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ホームプラザナフコ米原店 米原市間田字次助634番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ナフコ 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 代表取締役 石田卓巳
- 3 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数および位置
  - (1) 変更前 駐車場の自動車の出入口の数および位置 2か所 届出書の添付図面記載のとおり
  - (2) 変更後 駐車場の自動車の出入口の数および位置 2か所 届出書の添付図面記載のとおり
- 4 変更年月日 令和5年4月28日
- 5 変更の理由 前面道路の拡幅計画に伴う、出入口の位置の変更のため
- 6 届出年月日 令和5年3月31日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
米原市まち整備部農政商工課 米原市米原1016番地
  - (2) 縦覧期間 令和5年4月21日から令和5年8月21日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和5年8月21日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号